

○厚生労働省令第五十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(法第二十九条第一項第三号に掲げる事業)

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、時間外労働等改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金を支給するものとする。

(時間外労働等改善助成金)

第二十八条 時間外労働等改善助成金は、次に掲げる中小企業事業主(その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超えない事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は中小企業事業主の団体若しくはその連合団体(以下この条において「事業主団体等」という。)に対して、支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主

イ 次のいずれにも該当する中小企業事業主であると都道府県労働局長(2)に規定する計画に(2)(ii)(へ)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。(2)において同じ。)が認定したものに
(1) 時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善に積極的に取り組むこととしてしていること。

(2) 労働時間等の設定の改善に係る(i)に掲げる実施体制の整備等のための措置及び(ii)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(i) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四十四年法律第九十号)第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委

改正前

(法第二十九条第一項第三号に掲げる事業)

第二十四条 法第二十九条第一項第三号に掲げる事業として、職場意識改善助成金及び受動喫煙防止対策助成金を支給するものとする。

(職場意識改善助成金)

第二十八条 職場意識改善助成金は、次のいずれにも該当する中小企業事業主(その資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円)を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超えない事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対して、支給するものとする。

一 次のいずれにも該当する中小企業事業主であると都道府県労働局長(ロ)に規定する計画にロ(3)(vi)に掲げる措置が記載されている場合には、厚生労働大臣。ロにおいて同じ。)が認定したものであること。

イ 労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善(以下「職場意識改善」という。)に積極的に取り組むこととしてしていること。

ロ 職場意識改善に係る(1)に掲げる実施体制の整備のための措置、(2)に掲げる職場意識改善のための措置及び(3)に掲げる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているものであること。

(1) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四十四年法律第九十号)第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会

員会の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備、その中小企業事業主の雇用する労働者からの労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任並びにその中小企業事業主の雇用する労働者への当該計画の周知

(ii) 労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(イ) 労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定

(ロ) 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項の規定により労働者に一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる事業であつて、一週間の所定労働時間が四十時間を超えているものにおいて、一週間の所定労働時間を短縮して四十時間以下とする措置

(ニ) (ハ) 終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置
(イ) 子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(ホ) 在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置（ヘ）に掲げる措置を除く。）

(ハ) 情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所勤務を行うものに限る。）を可能とする措置

ロ イ(2)に規定する計画に基づく措置を効果的に実施したと認められる中小企業事業主

ハ イ及びロに規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主

の設置等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備並びにその中小企業事業主の雇用する労働者からの労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任

(2) その中小企業事業主の雇用する労働者への当該計画の周知及び職場意識改善のための研修の実施

(3) 労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇の取得の促進のための措置、所定外労働の削減のための措置及び労働時間等の設定の改善のための次に掲げるいずれかの措置

(イ) 労働者の多様な事情及び業務の態様に応じた労働時間の設定

(ii) 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第二十五条の二第一項の規定により労働者に一週間について四十四時間、一日について八時間まで労働させることができる事業であつて、一週間の所定労働時間が四十時間を超えているものにおいて、一週間の所定労働時間を短縮して四十時間以下とする措置

(iv) (ii) 終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置
(イ) 子の養育又は家族の介護を行う労働者その他の特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与その他の必要な措置

(v) 在宅勤務その他の多様な就労を可能とする措置（vi）に掲げる措置を除く。）

(vi) 情報通信技術を活用した勤務（一週間について一日以上在宅又はその中小企業事業主が指定した事務所であつて、労働者が所属する事業場と異なる事務所勤務を行うものに限る。）を可能とする措置

二 前号ロに規定する計画に基づく措置を効果的に実施したと認められる中小企業事業主であること。

三 前二号に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

二 次のいずれにも該当する事業主団体等であると都道府県労働局長が認定したもの

イ 当該事業主団体等の構成員である中小企業事業主（以下この号において「構成事業主」という。）の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善その他の生産性の向上が図られるよう、構成事業主に対する相談、指導その他の援助の措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出ているもの

ロ イに規定する計画に基づく措置を実施したと認められる事業主団体等

ハ イ及びロに規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主団体等

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。